

令和元年度 第 3 回 支部会

一般報告

1. 組合員事業廃止について

(港)中原 征雄	80 歳	令和元年 10 月 31 日	一般廃業
(保)栗山 欣昭	78 歳	令和元年 10 月 31 日	一般廃業
(保)神部 博	74 歳	令和元年 10 月 31 日	譲渡廃業
(戸)小林 久男	71 歳	令和元年 10 月 31 日	譲渡廃業
(神)廣田 保弘	74 歳	令和元年 10 月 31 日	譲渡廃業
(神)西川 勇	66 歳	令和元年 10 月 31 日	譲渡廃業

長い間、神奈川個人をご支援頂き有難うございました。更に、譲渡にご協力頂き心よりお礼申し上げます。末永くお元気でお過ごしください。

(戸)鈴木 裕実	51 歳	令和元年 10 月 22 日	死亡廃業
(戸)金原 勇	69 歳	令和元年 10 月 26 日	死亡廃業

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

2. 組合員新規加入について

おさだ しげかず
長田 茂一 50 歳 緑区十日市場町 802-2 マイヤッスル十日市場 203

組合員番号 1869 無線番号 未定 神奈川都市交通(株) 港北ニュータウン営業所
譲渡者 (保)神部 博

たべい とおる
田部井 亨 54 歳 南区六ッ川 4-1199-120

組合員番号 4941 無線番号 未定 国際自動車(株) 横浜営業所
譲渡者 (戸)小林 久男

くりさき こうじ
栗崎 浩司 59 歳 戸塚区上矢部町 14-1 モア・ステージ 戸塚 205

組合員番号 2996 無線番号 未定 (株)ケイサントクシー 本社営業所
譲渡者 (神)廣田 保弘

こばやし ひろみ
小林 宏美 62 歳 港北区大豆戸町 931-1 グリーンコーポ 大倉山 C-101

組合員番号 3550 無線番号 未定 スタジアム交通(株) 本社営業所
譲渡者 (神)西川 勇

新しい仲間です。分からない事もあると思いますので、質問を受けた時は皆さんで懇切に教えてあげてください。

3. 譲渡譲受の認可について

令和元年10月31日(木)に認可が発表になりました。

譲渡者	年齢	譲受者	年齢	住所・勤務(出身)会社
(保)神部 博	74歳	おさだ しげかず 長田 茂一	50歳	緑区十日市場町802-2 マイキャッスル十日市場203 神奈川都市交通(株) 港北ニュータウン営業所
(戸)小林 久男	71歳	たべい とおる 田部井 亨	54歳	南区六ッ川4-1199-120 国際自動車(株) 横浜営業所
(神)廣田 保弘	74歳	くりさき こうじ 栗崎 浩司	59歳	戸塚区上矢部町14-1 モア・ステージ 戸塚205 (株) ケイサンタクシー 本社営業所
(神)西川 勇	66歳	こばやし ひろみ 小林 宏美	62歳	港北区大豆戸町931-1 グリーンコーポ 大倉山C-101 スタジアム交通(株) 本社営業所

4. 活性化事業計画認定書、他・・・・・・・・・・・・・・・・・・A 4 封筒

- ① 準特定地域における活性化事業計画認定書
- ② お客様ご要望カード 10枚
- ③ 利用者感謝キャンペーン応募はがき 20枚 (マスターズ制度加入者)
- ④ 税務講習会資料 3冊

5. 令和元年度交通対策委員会報告

令和元年11月7日(木)14:00 開催

- ① 令和元年度交通安全無事故コンクール決定について

支 部	人 数	対象件数	点数	対人員比	順位
神 奈 川	96	2(1)	185	1.93	4
中 央	20	1	40	2.0	5
保 土 ケ 谷	47	2(1)	175	3.72	7
旭	46	2	22.5	0.49	3
南	43	4(1)	300	6.98	9
港 南	45	3	150	3.33	6
戸 塚	84	0	0	0	1
磯 子	41	2(1)	220	5.37	8
金 沢	63	0	0	0	2
合 計	485	16			

交通安全コンクール審査について

対象件数()内は人身事故件数です。 (各支部の人員は令和元年9月1日現在)

交通安全対策委員会の審議の結果、下記の通り決まりました。

第1位 戸塚支部 3万円 第2位 金沢支部 2万円 第3位 旭支部 1万円

- ② 順位決定後、東京海上日動火災保険㈱へ表彰依頼を行いました。

- ③ 磯子警察署安全講習会について

令和元年11月27日(水)・28日(木)の合同支部会においての講習会について磯子警察署に講師派遣依頼を致しました。

6. マスターズ委員会報告

① マスターズ令和元年 12 月認定予定数

マスター認定予定	348 名	72.9%
ふたつ星認定予定	71 名	14.8%
ひとつ星認定予定	34 名	7.1%
新人	4 名	0.8%

※ 組合員数令和元年 11 月 1 日現在 477 名

② 令和元年 12 月 1 日付のマスターズ申請書等を一括提出いただいておりますが、各称号において、現在の認定期間満了日(令和元年 11 月 30 日)迄の間に、認定基準に抵触する事案が発生した場合には、降格の手続きが必要になりますので、下記の期日までにマスターズ届出書の提出をお願いします。

《参考》

◇ ふたつ星自動認定対象者

ひとつ星認定日以降、認定期間満了日(令和元年 11 月 30 日)までに認定基準に抵触した場合は、12 月 2 日(月)までに届出書を提出して改めてひとつ星の認定を受けるべきですが、届出書を提出する事なくふたつ星自動認定を受けると、翌年のマスター新規認定申請の際に抵触事案が発覚し、その時点でひとつ星に降格することとなり、マスターに認定される時期が 1 年遅れることとなります。

◇ マスター新規認定申請者

認定期間満了日(令和元年 11 月 30 日)までに認定基準に抵触した場合は、12 月 2 日(月)までに届出書を提出してひとつ星に降格すべきですが、届出書を提出することなくマスター認定を受けると、翌年のマスター更新認定申請の際に抵触事案が発覚し、その時点でひとつ星に降格することとなります。

◇ マスター更新認定申請者

認定期間満了日(令和元年 11 月 30 日)までに認定基準に抵触した場合は、12 月 2 日(月)までに届出書を提出してふたつ星に降格すべきですが、届出書を提出することなくマスター更新認定を受けると、翌年のマスター更新認定申請の際に抵触事案が発覚し、その時点でひとつ星に降格することとなります。

尚、特定要件に該当した場合は速やかに届け出て直ちにひとつ星となりますが、届出事由の発生日から 30 日以内に届け出があったときは直ちにふたつ星になります。

7. 事業許可期限更新講習会のお知らせ

令和元年 12 月 1 日付事業免許更新者(令和元年 11 月 30 日期限満了)の講習会及び期限変更通知書交付式が下記により行われますので該当者は**必ず出席して下さい。**

記

日 時 令和 2 年 1 月 23 日(木) 13 時開始 (受付開始 12 時 30 分)

場 所 横浜市 西公会堂 西区岡野 1-6-41

携 帯 品 1. 印 鑑 (認印可)

2. 運転免許証

- 特別研修受講対象者(違反等で新しい期限が 1 年の方)には、別途神奈川運輸支局よりご自宅に通知があります。(2~3 月頃予定)
- 更新該当者は本年 9 月から 11 月 30 日までの間の事故・違反は申告義務がありますので、

違反・事故のある方は至急組合3階総務までご連絡下さい。

8. UD（ユニバーサル ドライバー）研修の取り組みについて

（一社）全国個人タクシー協会会長から、プラン2015では令和2年4月30日までの5ヶ年間に多くの個人タクシー事業者がユニバーサルドライバーとして、個人タクシーらしい良質なタクシーサービスを利用者に提供することを目指しています。

令和元年10月末現在関東支部管内では5,174人の個人タクシー事業者がUD（ユニバーサルドライバー）研修を終了しています。

神奈川県個人タクシー協会でも個人タクシー全員に、UD研修（ユニバーサルドライバー）の研修を受けて頂くようになりました。当組合でも全員UD研修に参加して頂きます。

◇ 令和元年度 第5回UD研修が終了しました。

開催日 令和元年11月18日（月） 9:30～17:00

場 所 組合5階 会議室

9. 第106回 法令・地理 講習会について

日 程

本講習・法令 令和2年 1月14日（火）～ 3月 3日（火） 8教程 8日間

本講習・地理 令和2年 1月15日（水）～ 2月 26日（水） 4教程 4日間

運輸局試験日 3月（日にち）未定

10. 関東運輸局の個人タクシー事前試験の神奈川個人講習会受講者の合格状況について

令和元年11月10日の試験では、法令試験のみの方12名・地理試験付の方3名、合計15名が合格しました。今回は地理試験の難易度が極端に高かった為合格率が非常に低かったのですが、神奈川個人の講習会では3名が合格です。これはひとえに講師の先生方の熱心なご指導の賜物と感謝申し上げます。

11. メール機能利用による一斉同報発信の登録を募集中

緊急連絡又は組合情報はメール機能を利用した一斉同報発信により実施しています。

携帯電話のメール機能を各携帯電話会社と契約済みの携帯電話をお持ちの方は、下記の専用メールアドレスに氏名を入力の上送信すると登録されます。

国土交通省からの要請もあり、当組合の登録率80%以上を目標といたします。よろしくご協力をお願いいたします。

kk@kanagawakojintaxi.jp

なお、下図の送信メールアドレスのQRコードもご利用下さい。

※ QRコードはカメラ機能のある携帯電話で読み取りが出来ます。

※ 携帯電話のメール機能は各携帯電話会社との契約が必要となります。

※ 登録後、メールが届かない方は、迷惑メール防止設定されている場合があります。

		
NTTdocomo	Au	SoftBank

共済事業部報告

1. 10 月度事故報告

	加 害	被 害	自過失	双 方	当 逃	合 計	人 身
() 内の数字は人身	(3)	(2)		(2)			
本年当月発生件数	4	10	2	5	0	21	7
() 内の数字は人身	(3)	(1)					
前年同月発生件数	5	4	5	2	0	16	4
前年度と比較	-1	+6	-3	+3	±0	+5	+3

2. 令和元年 10 月中発生の事故傾向と対策について

- ① 台風 15 号、19 号と猛烈な台風が相次ぎました。風水害で車体が破損したり、水没したりした場合に備えて、車両保険を付けることをお勧め致します。
- ② ドライブレコーダーを取り付けている方で、初めて付けてから長時間映像を見ていないという方は、是非一度組合もしくは取り付けしたカーショップで見てもらって下さい。記録する SD カードや本体が破損して映っていなかったというケースが増えております。

3. 道路交通法の一部を改正する法律(携帯電話使用等に関する罰則の強化等)について

公布：令和元年 6 月 5 日、施行：令和元年 12 月 1 日

- ① 交通の危険を生じさせた場合
 - ・ 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に引上げ
(現行：3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金)
 - ・ 交通反則通告制度の対象から除外
- ② 上記以外の場合
 - ・ 6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に引上げ
(現行：5 万円以下の罰金)
 - ・ 反則金の限度額を引上げ(例：普通自動車等 8 千円→4 万円)
- ③ 携帯電話使用等に起因する人身事故を起こした場合を運転免許の効力の仮停止の対象に追加
- ④ 携帯電話使用等に関する罰則の強化

		改正前	改正後
違反点数	保持	1 点	3 点
	交通の危険	2 点	6 点
反則金	保持	普通車 6,000 円	18,000 円
	交通の危険	普通車 9,000 円	反則金の対象外
罰則	保持	5 万円以下の罰金	6 か月以下の懲役または 10 万円以下の罰金
	交通の危険	3 ヶ月以下の懲役または 5 万円以下の罰金	1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金

4. アフラックの保険相談会（丸全商事株式会社）

日 時 令和元年12月2日（月） 9:00 ～ 16:00

場 所 組合事務所1階 休憩室

保険のご相談に応じます。お越しいただいた方に、粗品をご用意しております。
ぜひお立ち寄りください。

5. 自動車保険継続のお手続きについて

自動車保険更新日の1か月前までの契約にご協力をお願いいたします。（組合の手数料収入の維持につながります。）

組合保険窓口もしくはお電話で契約更新の確認をさせていただき、保険料のお支払については現金一括（保険更新日までにお支払いください）または組合の親睦会制度を利用した立替払い（10回分割・一括より選べます）となります。

よろしくお願い申し上げます。

6. 自賠責保険の加入について

営業車の自賠責保険につきまして、是非組合で加入して下さるよう ご協力をお願いいたします（解約・車両譲渡時なども組合でお手続きが可能です）。継続車検時の保険料は45,480円（現金のみ取扱）となります。車検証・現契約証を確認致しますので必ず持参していただき、車検日までに加入をお願いします。

7. 営業車 自動車保険（任意保険）見積書不具合のお知らせ・・・・・・・・・・別紙

東京海上日動火災保険（株）より 更新日の約2か月前に郵送される「自動車保険 更新ガイドブック」3ページ目の前契約同等プランについて 対物保険の免責額が0円（本来は30,000円）となる不具合が発生しております。

詳しくは別紙「営業車 自動車保険（任意保険）見積書不具合のお知らせ」をご覧ください。
ご迷惑をおかけして申し訳ございません。よろしくお願い申し上げます。

8. 令和元年12月度LPG販売価格について

掛売93.5円（85円＋消費税8.5円）

外部報告

1. 運輸局 事前試験の試験日

日 時 令和元年11月10日（日）

場 所 大正大学（東京豊島区）

2. 磯子警察 磯子安全協会・理事会

日 時 令和元年11月29日（金） 16時00分～

場 所 磯子警察（4F）

3. 磯子被害者支援ネットワーク総会

日 時 令和元年12月2日（月） 14時30分～

場 所 磯子警察(4F)

4. 「輸送の安全管理研修会」受講

日 時 令和元年12月3日(火) 13時00分～

場 所 個人タクシー会館 (東京 中野)

5. (一財)神奈川タクシーセンター 羽田空港委員会

日 時 令和元年12月4日(水) 15時30分～

場 所 神奈川県タクシー協会

6. 京浜地区・県央地区地域協議会

日 時 令和元年12月11日(水) 15時00分～

場 所 神奈川県トラック会館

7. 神奈川県個人タクシー協会 正副会長会議

日 時 令和元年12月17日(火) 13時00分～

場 所 神奈川県個人タクシー協会 会議室

8. サービス向上運動街頭査察について

令和元年12月19日(木)

(支局) 五十嵐支局長、小松首席専門官 高橋運輸企画専門官

(協会) 漆原交通指導事故防止委員長、三上常務、有井部長

(センター) 武藤常務、高津指導課長

(個人タクシー協会) 田邊会長、石渡副会長、小松副会長、梶立副会長、飯沼副会長、鎌田副会長

街頭査察駅：大船駅 東戸塚駅 横浜駅

9. 「利用者感謝キャンペーン」の実施について

「個人タクシーの日」である12月3日を期して、キャンペーンを実施致します。お客様に日頃の感謝の気持ちを伝えるとともに、マスターズ制度の業界内外へのPRにより、業界全体で取り組んでいるマスターズ制度を再確認し、個人タクシーの存続するためには世論からの信頼回復のための自主努力が不可欠であることを自覚してサービス向上を推進するものです。

◎組合総務からお知らせ

・チラシ(応募用紙)20枚をマスターズ制度参加者に配布します。

・マスターズ制度参加者の方は、総務にて受け取り下さい。

1. ご協力依頼内容

=キャンペーン期間= 12月1日(日)～12月21日(土)の3週間です=

① 12月1日以降、お客様にチラシ(応募用紙)をお渡し下さい。

② その際には、「個人タクシーのキャンペーン中です。旅行券や、特産品が当たりますので、是非ご応募ください。」と言付け加えてください。

③ 降車の際には、「この領収書を応募用紙に貼って、キャンペーンにご応募ください。ありがとうございました。」と言添えて下さい。

④ チラシが無くなった場合は、降車の際に「個人タクシーのキャンペーン中です。旅行や特産品が当たりますので、この領収書をハガキに貼ってご応募ください。ありがとうございました。」と言添えてください。

- ※ 期間中に発行されたマスター制度参加事業者発行の領収書(裏面広告なし)を添付しての応募であれば有効です。
- ※ マスター制度に参加していない事業者の発行した領収書により応募された場合は無効です。
- ※ 応募以外の官製ハガキ等に領収書を貼付しての応募でもかまいません。

10. 「飲酒運転根絶強化月間」の実施について

神奈川県 交通安全対策協議会

期 間 令和元年12月1日(日)～12月31日(火)の1ヶ月間

目 的 悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を県民総ぐるみで展開します。

スローガン 乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

- 重 点
- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
 - 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
 - 3 ハンドルキーパー運動の推奨

11. 年末の交通事故防止運動について

神奈川県 交通安全対策協議会

期 間 令和元年12月11日(水)～12月20日(金)の10日間

目 的 年末は交通量や飲酒の機会の増加などにより、交通事故の多発が懸念されることから、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン 無事故で年末 笑顔で新年

- 重 点
- 1 飲酒運転の根絶
 - 2 歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止
 - 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

無線営業部報告

1. 10月度配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本 年 度	8280 件	3913 件	4367 件	47.3%
昨 年 度	5868 件	4264 件	1604 件	72.7%
増 減 数	2412 件	-351 件	2763 件	

2. 9月度新規契約状況 0 件

3. チケット無効報告 2 件

- ① 契約者名称 神奈川フィルハーモニー管弦楽団
- 住 所 〒231-0004 横浜市中区元浜町 2-13
- 電 話 番 号 045-226-5045
- お客様コード No.5027～000
- チケット番号 0091154-05～10 12・16・17 以上9枚
- チケット色 グリーン
- 摘 要 上記チケット契約者が2019年9月30日付を以って、紛失致しましたので
共通利用無効を御通知致します

横浜個人タクシー協同組合

- ② 契約者名称 J F E 商事コイルセンター(株)

住 所	〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜 7
電 話 番 号	045-771-1451
お客様コード	No.1374-000
チケット番号	全て
チケット色	イエロー
摘 要	上記チケット契約者が 2019 年 10 月 28 日付を以って、解約致しましたので 共通利用無効を御通知致します。

神奈川個人タクシー協同組合

4. 10 月度苦情報告 2 件

① 金沢支部員

現場に到着後、精算中にメーターが上がってしまいその料金を払わされた。気分が悪いと苦情がありました。

② 保土ヶ谷支部員

横浜駅より乗車し「近くてすみません」と伝えたら、だったら歩いたら？と言われ、あまりにも心無い言葉に驚きました。会計の時にカード使えますか？と聞いたところ使えないと言われた為、お札で払ったら「小銭くらい持ち歩けよ」と言われました。

※ 後日、タクシーセンターに呼ばれ状況説明を求められたので、自分はそんな言葉は言ってないと主張した。その後に担当官より組合指導と言うことになった。

5. 無線室より

① カード車を配車し、お客様に無線番号を伝えた後にカード端末が使えないと無線室に連絡をしてくる移動局があります。配車後お客様に番号を伝えてあるので、再度またカード車を探す事になり、二重三重の時間を要しお客様に大変迷惑を掛ける事になります。端末機を使えない時は、事前に無線室に連絡を入れるようにお願いします。

② 令和元年 11 月 1 日よりインターコンチネンタルホテル横浜ピア8が開業致しました。これからお客様が増えると思いますので失礼のないように接客して下さい。宜しくお願いします。

6. 苦情の葉書き

① 神奈川支部員

行き先を聞き返されたので「左」とだけ伝えたら、以降返事なし。降車の際まだおつりをしまっていないのに発車しかけており、降車後はこの車に轢かれそうになった。「止まって下さい」と叫んだら止まってくれたが、思いっきりにらまれた。こちらは手の手術し不自由しているのに、きちんと指導して下さい。

※ 組合にて直接本人に嚴重注意をした。

7. お褒めの葉書き

① 戸塚支部員

葉書き全て○でした。備考欄に近距離なのに安全運転、トランクの積み下ろしをして下さり大変助かりました。ありがとうございます。

8. 神奈川タクシーセンター相談課からのお知らせ

利用者から最近寄せられた事例の一部を紹介致します。

■事例 1

行先を告げると、「そこへは行かない」と言われ乗車拒否をされた。

■事例2

支払い時に一万円札を出すと、「朝から一万円出して最悪」と言われた。

- ◆事例1では、運転者より事情を聴くと、以前同所へ送迎した際に狭路で事故を起こしていて、その場所に行く事を躊躇し、上記の発言をしてしまったとの事でした。物理的に輸送が不可能な場所であれば、お客様に対して丁寧に説明を行い、その直近までは輸送の努力をして下さい。本件は何の説明もなく断っているため明らかな乗車拒否に該当する事案になりますので、運転者教育の徹底をお願い致します。

- ◆事例2では、運転者より事情を聴くと、朝一番でお釣銭の準備が万端ではなかった事もあり不用意な一言を言ってしまったとの事でした。釣銭の準備は運転者の義務です。不足しそうな場合には予め準備をして下さい。万一実車が続き不足してしまった場合等は、お客様が乗車時に説明をし、運転者自らがコンビニ等で両替をして支払いに対応出来る様に運転者教育の徹底をお願い致します。

※最近、経路確認の不徹底が原因で起こる接客態度不良の苦情が多く当センターに寄せられています。お客様がご乗車された際には、行先を復唱し、目的地を確認の上、経路確認を必ず行う様に運転者教育の

9. 新港ふ頭臨時タクシー乗り場入構方法の再度変更について (一財)神奈川タクシーセンター
11月11日に新港ふ頭臨時タクシー乗り場入構方法の変更についてご通知させていただきましたが、横浜市港湾局より17日(日)「ぱしふいっくびいなす」到着時のタクシー入構方法を急遽変更する旨の連絡がありました。タクシー乗り場への新しい入構経路は、別紙の通りとなります。度々の変更となりますが、間違えのないよう運転者への周知徹底をよろしくお願い致します。
※現場では誘導員の指示に従って下さい。・・・・・・・・・・別紙

10. 月毎地域別の受注及び配車状況
配車状況確認及び検討資料として活用して下さい。・・・・・・・・・・別紙

11. 年末年始の無線配車業務について
※年末は無休で24時間営業致しますが、2～4日は2:00閉局・8:00開局と致します。
※その他の全ベースは12月31日～1月3日は休日扱いとなります。

月 日	開局時間	閉局時間	ベース配車	配車方法	そ の 他
12月27日(金)				通常通り	予約配車は奇数偶数の制限あり
12月28日(土)				休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
12月29日(日)				休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
12月30日(月)				休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
12月31日(火)				休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
1月1日(水)	閉局 1/2 (木) 2:00		全ベースオープン	休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
1月2日(木)	開局 8:00	閉局 1/3 (金) 2:00	全ベースオープン	休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
1月3日(金)	開局 8:00	閉局 1/4 (土) 2:00	全ベースオープン	休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
1月4日(土)	開局 8:00			休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
1月5日(日)				休日扱い	予約配車は奇数偶数の制限なし
1月6日(月)				通常通り	予約配車は奇数偶数の制限あり

12. お歳暮配布について
本年も理事各位のご協力を得て配布を行います。

財政部報告

1. 10月分までの賦課金等未納状況

11月25日(月)13:00時現在

未納者0支部 なし

未納者 41名 4,727,621円

2. 未納者への督促及び対策について

(6ヶ月)(中) 尾倉洋一

(3ヶ月)(保) 佐藤邦彦(南) 今井博明(戸) 松島修一(戸) 山本正根

(磯) 奥石富士雄(金) 青木昇

3ヶ月以上の滞納者に対し、督促の通知を行っております。

※ 未納計上猶予及び清算確定している金額

病気・けが・・・・・・・・・・2名 譲渡者・・・・・・・・・・2名

廃業者・・・・・・・・・・5名 9名 3,085,235円

3. 令和元年10月度 換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R. 元年10月分換金額	9,184枚	65,302,626円	7,110円
H. 30年10月分換金額	12,489枚	85,021,097円	6,807円
増減額	-3,305枚	-19,718,471円	+303円

4. 令和元年10月度 神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R. 元年10月分換金額	7,233枚	48,758,856円	6,741円
H. 30年10月分換金額	10,266枚	66,665,957円	6,494円
増減額	-3,033枚	-17,907,101円	+247円

5. 令和元年10月度 デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

10月度(178台)	枚数	金額	1枚当たり「参考」
デビットカード	0件	0円	0円
クレジットカード	1,529件	8,884,260円	5,811円
カード会社チケット	2,070件	16,137,210円	7,796円

6. 平成30年10月度 デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

10月度(372台)	枚数	金額	1枚当たり「参考」
デビットカード	1件	3,520円	3,520円
クレジットカード	3,377件	18,678,338円	5,531円
カード会社チケット	2,377件	18,148,539円	7,635円

7. 令和元年10月度 タイムズペイ・カード換金実績

10月度 (342台)	件 数	金 額	1枚当たり 「参考」
クレジットカード	2,510件	11,544,940 円	4,600 円

8. 令和元年10月度 神奈川個人発行チケット処理（参考資料）

神奈川個人（窓口）	2,304 枚	12,596,020 円	5,467 円
横浜個人	1,303 枚	9,917,180 円	7,611 円
川崎個人	31 枚	433,120 円	13,972 円
川崎第一個人	17 枚	155,200 円	9,129 円
横須賀個人	14 枚	127,420 円	9,101 円
浜協個人	213 枚	1,288,290 円	6,048 円
県央個人	18 枚	298,040 円	16,558 円
東京個人	330 枚	4,238,120 円	12,843 円
その他	23 枚	86,400 円	3,757 円
合 計	4,253 枚	29,139,790 円	6,852 円

9. 親睦会特別報奨金の支払い及び廃業慰労金、譲渡支援金の徴収について

10月 譲渡廃業者

支部	氏 名	在籍年数		特別褒賞金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
保	神部 博	14	8	50,000円	336,303円	141,900円	528,203円
神	西川 勇	18	8	50,000円	432,795円	141,900円	624,695円
神	廣田 保弘	20	9	100,000円	499,961円	141,900円	741,861円
戸	小林 久男	21	1	100,000円	499,961円	141,900円	741,861円
	合 計			300,000円	1,769,020円	567,600円	2,636,620円

※10月分の廃業慰労金の徴収額は3,740円となり、12月に請求致します。

※10月分の譲渡支援金の徴収額は1,200円となり、12月に請求致します。

10月 一般廃業者

支部	氏 名	在籍年数		特別褒賞金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
南	三橋 保治	25	10	100,000円	624,833円	0円	724,833円
神	木村 長昭	22	1	100,000円	499,961円	0円	599,961円
戸	鈴木 裕実	2	3	50,000円	144,265円	0円	194,265円
保	栗山 欣昭	23	11	100,000円	499,961円	0円	599,961円
港	中原 征雄	44	1	100,000円	865,117円	0円	965,117円
戸	金原 勇	17	1	50,000円	432,795円	0円	482,795円
	合 計			500,000円	3,066,932円	0円	3,566,932円

※10月分の廃業慰労金の徴収額は6,484円となり、1月に請求致します。

10. 帳簿係よりお願い

- ① 「決算及び所得税に関する報告事項」が11月初旬にお手元に届いていると思います。
各控除証明書（生命保険・退職積立金・国民年金等）を添付し、12月中に提出して下さい。医療費の領収書は、年内通院する場合もあるので人別・病院別・薬局別に分け、年明けでもかまいません。各健康保険の支払証明書、各年金の源泉徴収所、申告書・決算書は1月中にご自宅に郵送されます。随時提出して下さい。
- ② 本年度納付済みの自動車税・事業税一期分、車庫所有者の方で固定資産税の一期分をまだ収支明細表に計上していない方は経費になりますので記入して下さい。
本年度の事業税二期分の納付期限は12月2日です。
- ③ 平成31年/令和元年に家を購入・改築し借入の有る方は、下記の書類を提出して下さい。
 - 1) 登記事項証明書
 - 2) 住民票
 - 3) 住宅取得に係る借入金の年末残高証明書
 - 4) 請負契約書又は売買契約書また、家・土地を売却された方は申告が必要です。お知らせ下さい。

11. キャッシュディスペンサー(CD機)使用終了について

令和元年12月27日(金)を以てキャッシュディスペンサー(CD機)を使用終了とさせていただきます。契約終了時期に再契約の更新を行わず終了とさせて頂くものです。アンサー換金(即時振込)につきましてはこれからも継続することと致しました。

12. 廃業慰労金及び親睦会特別褒賞金検討委員会経過報告

委員会では多種方面より検討を重ねており、約700人から約500人へと組合員数が変化しても組合員数に対する廃業率が組合員数に拘わらず概ね5%台で推移しており、組合員の負担額もあまり変化していないことが判明しております。10月度理事会及び支部会終了後、神奈川県中小企業団体中央会の担当の方に来組頂き廃業慰労金及び親睦会特別褒賞金について説明し、ご意見を伺いました。これまでと変更なくカンパ金額を見直して行く方式と毎月定額を定め徴収する方法について問い合わせを行いました。どちらの方式でも概ね問題はないと思うが、それぞれの専門の方へ確認を行ってご報告を頂けることとなっております。
委員会では中央会からの報告を受けた後、更に検討を重ねます。

13. 職員ボーナス支給について

12月中旬までに支給予定です。